

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

1 日時

令和6年2月29日（木曜日）

午後10時0分開会、午後1時44分散会

（休憩 午後0時0分～午後1時0分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

千葉盛委員長、大久保隆規副委員長、佐々木順一委員、菅野ひろのり委員、  
佐々木茂光委員、松本雄士委員、菅原亮太委員、高橋但馬委員、村上貢一委員、  
高田一郎委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

三浦担当書記、及川担当書記、菅原併任書記、安達併任書記、下田併任書記

6 説明のため出席した者

藤代農林水産部長、佐藤副部長兼農林水産企画室長、照井農政担当技監、  
工藤林務担当技監兼全国植樹祭推進室長兼企画総務課長、大坊競馬改革推進室長、  
嵯峨参事兼林業振興課総括課長、今泉農村整備担当技監心得兼農村計画課総括課長、  
森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、高橋農林水産企画室企画課長、  
臼井農林水産企画室管理課長、金野団体指導課総括課長、似内流通課総括課長、  
和泉流通課流通企画・県産米課長、佐々木農業振興課総括課長、  
伊藤農業振興課担い手対策課長、竹澤農業普及技術課総括課長、  
長谷川農業普及技術課農業革新支援課長、黒田農村計画課企画調査課長、  
東梅農村建設課総括課長、中村農産園芸課総括課長、吉田農産園芸課水田農業課長、  
村上畜産課総括課長、高橋畜産課振興・衛生課長、砂子田森林整備課総括課長、  
田村森林保全課総括課長、太田水産振興課漁業調整課長、佐々木漁港漁村課総括課長、  
佐藤漁港漁村課漁港課長、川村競馬改革推進室競馬改革推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

議案の審査

(1) 議案第87号 令和5年度岩手県一般会計補正予算（第6号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費中 農林水産部関係

第4項 林業費

第5項 水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費中 農林水産部関係

第4項 林業費

第5項 水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

- (2) 議案第89号 令和5年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第3号)
- (3) 議案第90号 令和5年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第91号 令和5年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第103号 岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第87号令和5年度岩手県一般会計補正予算(第6号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち農林水産部関係、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第6款農林水産業費のうち農林水産部関係、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、議案第89号令和5年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第3号)、議案第90号令和5年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算(第2号)及び議案第91号令和5年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)、以上4件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長 議案第87号令和5年度岩手県一般会計補正予算(第

6号)のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国の補正予算への対応や国庫補助金の内示等、事務費の確定などに伴い、所要の補正を行おうとするものであります。

議案(その3)の11ページをお開き願います。歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額94億5,361万7,000円の減額のうち、県土整備部所管分の1,824万5,000円の減額を除いた94億3,537万2,000円の減額と、13ページに参りまして、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の補正予算額13億6,218万1,000円の減額と13款諸支出金、2項公営企業負担金の補正予算額のうち当部所管分の1万8,000円の減額を合わせまして、総額107億9,757万1,000円の減額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に御説明いたします。

予算に関する説明書の140ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費であります。1目農業総務費は4,319万9,000円の減額であり、右側説明欄、上から三つ目の農業委員会運営費補助等で事業費の確定などによるものであります。

2目農業金融対策費は2億4,782万3,000円の減額であり、141ページに参りまして、説明欄上から四つ目の農業経営改善促進資金貸付金等で農業関係貸付金の融資実績の確定などによるものであります。

3目農業改良普及費は3億7,748万円の減額であり、説明欄上から四つ目のいわてニューファーマー支援事業費等で事業費の確定などによるものであります。

142ページに参りまして、4目農業振興費は5億952万7,000円の減額であり、説明欄上から五つ目、農業経営基盤強化促進対策事業費、その二つ下の経営体育成支援事業費補助等で事業費の確定や国庫補助金の交付決定などによるものであります。

143ページに参りまして、5目農作物対策費は14億2,889万9,000円の減額であり、説明欄上から三つ目の強い農業づくり交付金、その二つ下、畑地化促進事業費補助等で事業計画の変更や国庫補助金の交付決定などによるものであります。

6目畑作振興費は3,565万4,000円の減額であり、説明欄一番下の青果物等価格安定対策等事業費補助等で、事業費の確定などによるものであります。

145ページに参りまして、10目農業研究センター費の7,460万3,000円の減額は、国が独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであります。

次に、147ページをお開き願います。2項畜産業費であります。2目畜産振興費は5億1,663万5,000円の増額であり、148ページに参りまして、説明欄下から二つ目の配合飼料価格安定緊急対策費補助で配合飼料購入費の価格上昇分に対する支援を、その下の食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助で国の補正予算に対応し輸出先国の衛生基準に対応した食鳥処理施設の整備への支援を行うことなどによるものであります。

4目家畜保健衛生費は7,765万6,000円の減額であり、説明欄一番下の豚熱予防的ワクチン接種事業費等で、登録飼養衛生管理者制度の利用拡大に伴う県の家畜防疫員が行うワ

クチン接種に要する経費の減などによるものであります。

149 ページに参りまして、5 目農業研究センター費は 2,611 万 1,000 円の減額であり、畜産研究所の人件費など管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

次に、151 ページをお開き願います。3 項農地費であります。1 目農地総務費は 9,567 万 3,000 円の減額であり、管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

2 目土地改良費は 9 億 1,942 万 2,000 円の減額のうち、当部の所管に係る補正予算額は 9 億 117 万 7,000 円の減額であり、説明欄上から五つ目の経営体育成基盤整備事業費、152 ページに参りまして、二つ目の資源向上支払事業費等で国庫補助金の交付決定、事業費の確定などによるものであります。

3 目農地防災事業費は 1 億 8,600 万 5,000 円の減額であり、説明欄一つ目の農村地域防災減災事業費等で国庫補助金の交付決定などによるものであります。

次に、154 ページをお開き願います。4 項林業費であります。1 目林業総務費は 1 億 8,711 万 4,000 円の減額であり、説明欄上から二つ目の全国植樹祭開催準備費等で開催実績の確定などによるものであります。

2 目林業振興指導費は 48 億 9,353 万 4,000 円の減額であり、155 ページに参りまして、説明欄中ほどの森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助等で国庫補助金の交付決定などによるものであります。

156 ページに参りまして、5 目林業費は 6,003 万 4,000 円の減額であり、管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

157 ページに参りまして、6 目治山費は 1 億 8,284 万 3,000 円の減額であり、治山事業に要する経費の確定等によるものであります。

次に、159 ページをお開き願います。5 項水産業費であります。1 目水産業振興費は 3,990 万 2,000 円の減額であり、管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

2 目水産業振興費は 2 億 3,517 万 2,000 円の減額であり、160 ページに参りまして、説明欄一番上の栽培漁業推進事業費等で事業費の確定や国庫補助金の交付決定などによるものであります。

161 ページに参りまして、6 目漁業取締費の 1,352 万 7,000 円の減額は、管理運営に要するに経費の確定によるものであり、7 目水産技術センター費の 3,965 万 3,000 円の減額は管理運営に要する経費、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定などによるものであります。

162 ページに参りまして、9 目漁港管理費の 1,150 万 6,000 円の減額は、漁港の維持管理等に要する経費の確定によるものであります。

163 ページに参りまして、10 目漁港漁場整備費は 1 億 7,137 万 8,000 円の減額であり、説明欄上から四つ目の海岸高潮対策事業費等で事業費の確定や国庫補助金の交付決定などによるものであります。

次に、大きく飛びまして、208 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項農林水

産施設災害復旧費であります。1目農地及び農業用施設災害復旧費の8億96万4,000円の減額、2目林道災害復旧費の2億2,469万2,000円の減額、3目治山災害復旧費の5,354万8,000円の減額と、209ページに参りまして、4目漁業用施設災害復旧費の1,133万2,000円の減額、5目漁港災害復旧費の2億7,164万5,000円の減額は災害復旧事業等の確定等によるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その3）にお戻りいただきまして、15ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は17ページから20ページまでの6項農林水産業費の102億2,807万3,000円のうち当部所管の101億3,515万7,000円と、23ページ、24ページの11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の8,954万1,000円の計102億2,469万8,000円を翌年度に繰越ししようとするものであります。これは、国の補正によるもののほか、計画調整等に不測の日数を要したため年度内完了が困難になったことなどによるものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。32ページをお開き願います。議案第89号令和5年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億577万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ37億2,810万1,000円とするものであり、事業費の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、35ページに参りまして、第2表繰越明許費であります。これは県有林事業特別会計の県行造林造成事業、模範林造成事業、公営林造成事業及び林業災害復旧事業をそれぞれ翌年度に繰越ししようとするものであります。

次に、36ページをお開き願います。議案第90号令和5年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,108万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ8億2,679万6,000円とするものであり、貸付金及び償還金の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、39ページをお開き願います。議案第91号令和5年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ10億1,226万5,000円とするものであり、資金の運用益の確定等に伴い補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○松本雄士委員 私からは、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業、鶏肉の輸出拡大事業について概要等を教えていただきたいと思います。

15億円ということでしたけれども、事業費の総額、事業期間、差し支えなければ、対象としている組織、地域だけでも教えていただきたいと思います。

○似内流通課総括課長 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業ですが、この事業につきましては昨年度も同じような内容で予算を組んでおります。2カ年の事業と御承知おきいた

だければと思います。

対象となっている事業者ですけれども、一関市で事業を行っております株式会社オヤマが対象でございます。この事業者は、平成30年度から香港への輸出を開始しておりますけれども、現在の施設では処理加工能力が不足しておりますので、最新の加工機を導入して、1日当たりの処理能力を現行の3万5,000羽から8万羽にするという内容です。

総事業費は約142億円余と聞いております。国庫事業でございますので、国から2分の1の補助を受けるというものでございます。昨年度は30億円の事業で国庫補助金15億円ほどと、今年度も国庫補助金の対象が30億円ということで、2分の1の15億円ですので、2年間で30億円の国庫補助を受ける内容になっております。

○**松本雄士委員** そうしますと、残りの100億円ぐらいは事業者のコンソーシアムで持つということでしょうか。

○**似内流通課総括課長** 国の補助金以外の部分につきましては、事業者の負担ですとか、県内の金融機関によります協調融資などで補填すると聞いております。

○**松本雄士委員** 岩手県の農畜産物を世界に発信して売り込んでいくということで攻めの農業で、地域経済の活性化にもつながる非常にいい取り組みだと思います。国の事業で30億円ほど入るといえることですが、かなり大きい額なので、いろいろな面でバックアップしていただければと考えています。

先ほど輸出先国が香港だということでありましたけれども、それ以外の国への展開や輸出戦略等は考えていらっしゃるのでしょうか。

○**似内流通課総括課長** 鶏肉の輸出の対象国ですが、今後も経済成長が見込まれる東南アジアを中心に拡大していくところでございます。香港以外ですと、シンガポールですとかベトナムが対象です。特にシンガポール向けの輸出認定の基準であるHACCPを国内で取得している施設は現在1施設しかありませんが、この認定を受けるとシンガポールへかなり輸出できるものと考えています。

○**松本雄士委員** そういった他県に先んじた取り組みをいろいろ展開していただければと思います。

鶏肉に関連してなのですけれども、牛肉の輸出についてもお伺いしたいと考えております。現在、県内において、株式会社いわちくが輸出対応可能施設ということでありまして、輸出対象国はどこでしょうか。

○**似内流通課総括課長** 松本雄士委員から牛肉の輸出の関係ということで、株式会社いわちくのお話がありました。現在株式会社いわちくは、香港、アメリカ、シンガポール、台湾など12の国や地域におきまして牛肉の輸出についての認定を受けております。このうち現在は11の国や地域で輸出可能になっております。

○**松本雄士委員** ヨーロッパへの輸出はどうなっていますでしょうか。

○**似内流通課総括課長** 現在、株式会社いわちくは、EU向けの認定は受けておりません。

○**松本雄士委員** その認定はハードルが高いものなのでしょうか。

○似内流通課総括課長 今後、株式会社いわちくでも 12 の国や地域以外の認定を受ける可能性はゼロではないと思っております。アメリカの認定を受けておりますので、EUの輸出施設の認定を受ける場合は恐らく大規模な設備投資等は不要かと考えています。

○松本雄士委員 どの程度まで対応できるかというのはあるのですが、既にアメリカ向けとか、ほかの国への対応ができていますということですので、欧州向けにあらゆる選択肢を持って、攻めの農業に備えておくというのも大切だと思いますので、バックアップもよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○高橋但馬委員 いわて林業アカデミーの運営事業費のマイナス 288 万 8,000 円の内訳はどのようになっていますか。

○砂子田森林整備課総括課長 いわて林業アカデミーに係る運営費の内訳でございます。施設運営費、これは補正後の予算でございますが、315 万 8,000 円、資機材費が 740 万 2,000 円、普及啓発費が 267 万 3,000 円、研修実施費はアカデミーが実施する金額でございますけれども、2,598 万 8,000 円ほどとなっております。

○高橋但馬委員 令和 5 年度のいわて林業アカデミーの研修生の選考試験の要項を見ると募集人員の推薦選考が 10 名程度で一般選考が 5 名程度となっているのですが、実際は推薦が 5 名の合格で一般選考が 9 名の合格、合計 14 名となっております。この予定募集人員の違いというのはどの辺にあるのでしょうか。

○砂子田森林整備課総括課長 推薦選考につきましては、県内の林業関係の高校からですか、そういったところからの推薦をいただいた方々に対して推薦選考を行うものでございまして、一般選考は既に学卒ですとか就職した方々を一般に広く募集して、その後に選考を行う形で進めることとなっているものでございます。

○高橋但馬委員 高校卒業予定者に募集をかけているけれども、5 名程度しか来なくて、その分一般の人たちが入ってきているという考え方でいいですか。

○砂子田森林整備課総括課長 推薦選考が今回は少なかったのですが、高校卒業予定者でも一般選考で受験されている方々もいらっしゃいますので、一般選考の中にも今回の新卒の方々も含まれております。

○高橋但馬委員 林業アカデミーでは、定員 15 名ということで募集しているのですが、実際林業に携わる若者というか、一般の方も含めて就業者は足りている状況ですか。

○砂子田森林整備課総括課長 新規就業者でございますけれども、本県であれば最近では 100 名程度就労しておりまして、林業全般を見ますと、まだまだ就業者は足りていないわけですが、若手の方々に対しましては、こういった林業アカデミーを初めとする取り組みが一定の功を奏しているということで、大分就業が高まっているだろうという感触を得ておりました。各事業体の意見を聞きましても、若い方々が入ってきて大変刺激になっている、あるいは助かっているというお話も伺っているところでございます。

○高橋但馬委員 他県から来て就業される方はいるのでしょうか。

○砂子田森林整備課総括課長 今年度の例を取りますと、林業アカデミーに来てはいるほと

んどが岩手県出身であるわけですが、1名程度、他県から来て就業するという意思を持っている方もございます。他県からも多少いらっしゃる状況になっております。

○高橋但馬委員 福島県の林業アカデミーは、東京都と共存共栄の連携をしていて、東京都のホームページに福島県の募集広告が上がっていきまして、多分これは被災地復興支援の連携になっているのだと思うのですが、ぜひそういうところとコラボレーションもしながら、広い部分から岩手県の林業を支える取り組みも考えていったほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

○砂子田森林整備課総括課長 現在、林業労働対策基金等が実施する県外での就職の説明会等を開催しております。そういった際には、林業アカデミーの宣伝も含めてパンフレットの配布も行っておりまして、そのほかにも就業説明会では県外にも広く発信するように取り組みを行っているところでございます。ハローワーク等とも連携しながら、広く募集はかけていきたいと考えているところでございます。

○菅野ひろのり委員 災害復旧費に関連してお伺いしたいと思います。

昨日の議員連盟でも報告がありましたが、2月26日、27日の大雪の関係でございます。これから現状調査を行うと思いますが、久慈市であれば園芸の関連施設、寒締めハウレンソウなども栽培されておりますが、大雪の被害状況の調査はどういったスケジュール感で、どう現状把握されるのか、お伺いしたいと思います。

○高橋企画課長 2月27日の記録的な大雪の被害状況ですが、特に県北沿岸部を中心に被害が起きているということで、通常こういった災害の場合は市町村から振興局等を通じて本庁に被害報告が入ってくるようになっております。

昨日の時点で、久慈市や宮古市などから被害の報告がありまして、例えば農業施設でビニールハウスの損壊、それから水産関係でも防波堤等の倒壊、こういった報告を受けているところでございますが、積雪等の影響によって被害の調査がまだまだ行えていない状況にもあると聞いております。今後、調査が進むにつれ被害がふえてくることは想定されておりますが、県といたしましてもまずは安全を確認しながら、引き続き被害調査を進め、状況を把握するというので、市町村、関係団体とも連携しながら対応していきたいと考えています。

○菅野ひろのり委員 直近で気になるのは、出荷間際だった生産物がないのかどうかです。ハウレンソウ関係ですと昨年の暮れから作付しながら、ことし1月、2月に出荷します。出荷直前の被害はないのかを伺いたいと思います。

○高橋企画課長 昨日の時点での報告ですと、ハウレンソウに若干被害が出ているとのこと。これは詳細が不明なところもありますので、追っての報告になると思います。それから、集乳車が道路事情によって酪農家に行くことができないということがあったようです。生乳の廃棄といったことも若干報告を受けております。これも詳細については、まだ報告入ってきておりませんので、今後調査の進展を含めて精度を高めていきたいと考えております。



○菅野ひろのり委員 では、現状把握については引き続きお願いしたいと思います。

この大雪で思い出されますのが令和2年から3年の大雪被害でありました。岩手県内広範囲において被害がありまして、達増知事にも現場調査に行ってくださいましたが、岩手県全体で10億円以上の被害があったと記憶しています。そこで重要だったのが再建への対応ということで、国も支援しながら、県の皆様にも御尽力いただいたわけですが、今回私が懸念しているのは春先の出荷ができないという点です。また、再建が必要となった場合に、過去の大雪被害を踏まえて、ぜひ対応をスピーディーにやっていただきたいと思っています。といいますのも、令和2年、3年を振り返ってみますと、再建に対して事業予算等のお示しと、その手続も踏まえるとやはり1年近くかかったと記憶しています。そうなりますと、翌年の作付等に影響が出ると思いますので、ぜひ迅速に再建できるような準備をお願いをしたいと思います。

そして、もう一点気になるのが、ことしは急に気温が10度以上の春先のようになったり、今回のように雪が降ったりということで、花芽の凍霜被害といいますか、果樹関係に影響があるのではないかと大変懸念しております。去年もリンゴにそういった影響があつて、またことしともなりますと、かなり大きな被害になるのではないかと心配をしています。その点についてわかるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○竹澤農業普及技術課総括課長 凍霜害の懸念でございますけれども、現時点ではまだ芽が動いているとか、そうした状況にはございませんので、今後の気象状況によって変わってくるものと考えております。

ただ、菅野ひろのり委員の御指摘のとおり、その懸念はございますので、例えば今年度行ったような果樹の凍霜害防止に向けた周知の場を4月に設けるなど事前対策を打っていきたくて考えています。

○菅野ひろのり委員 収入保険等で生産者の収入の補償はあると思いますが、課題として、岩手県の産地として物がなくなれば、やはり他県が優先されるわけでありまして、一度失った信頼を回復するには時間がかかるわけでございますので、そういったところも現状調査を十分にさせていただいて、対応できるようにお願いをしたいと思います。以上です。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 103 号岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大坊競馬改革推進室長 それでは、議案第 103 号岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案（その 4）の 5 ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、お手元に配付しております岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例案の説明資料により御説明申し上げます。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。競馬組合の経営の改善などに資するため、競馬組合並びに奥州市、盛岡市に貸付けを行っております岩手競馬再生推進基金について、基金の額を減額しようとするものであります。

2 の条例案の内容についてであります。この基金は創設時に県債管理基金から 217 億 5,000 万円を取り崩して財源としたことから、今後の貸付けに支障がない範囲で一般会計に繰入れしようとするものであります。具体的には、令和 5 年度末の基金現金の残高が 19 億 9,500 万円となることを踏まえまして、不測の事態が生じた場合の競馬組合への貸付けに対応できるよう 10 億円を確保した上で、残りの 9 億 9,500 万円を一般会計に繰り入れまして、基金の額は現行の 217 億 5,000 万円から 207 億 5,500 万円に減額しようとするものであります。

3、施行期日については、公布の日から施行しようとするものであります。

説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○松本雄士委員 勝馬投票券のインターネット販売などが好調で利益も出ていて、基金の貸付金の残高が減少しているということですが、現在の県、盛岡市、奥州市の融資残額といいますか、組合の借入残額は、この基金残高と同額ということでしょうか。

○川村競馬改革推進監 現在の基金の貸付金の残高についての御質問でございましたけれども、令和 5 年度末時点で競馬組合の残高は 178 億 5,200 万円と奥州市から競馬組合に融資しているものの残高が 81 億 1,300 万円、盛岡市から競馬組合に融資しているものの残高が 64 億 9,300 万円ということで、構成団体であります県及び両市から競馬組合に融資しているものの残高がトータルで 324 億 5,800 万円という見込みとなっております。

○松本雄士委員 利益から返済に充てるのは一定のルールに基づいてなされていて、貸付金残高が減少しているということかと思えます。1 月中旬に競馬振興議員クラブで競馬組合の関係者の方々といろいろと意見交換してまいりました。そこでは、まだ多額の融資残がある中で、施設の老朽化であったり、更新、機能強化の話が出されております。温暖化で暑くなってきて、馬の暑さ対策にスプリンクラーであったり芝コースの改修であったり、今後、一定の投資というの厳しい経営状況の中で不可避になっていくと思えます。

そこで、現在競馬組合の中期の経営計画とか中長期の収支見通しといったものはお持ちでしょうか。

○川村競馬改革推進監 競馬組合では、老朽化した施設設備などについて計画的に修繕、整備を行っていかうということで、5カ年の計画を策定しております、それを毎年度ローリングしていく形で必要な設備投資の計画を立てております。

○松本雄士委員 常に5カ年分の中期計画を持っていて、その中で大きな投資の財政計画も5年というスパンでカバーされるものでしょうか。

○川村競馬改革推進監 現在一番大きな老朽化した施設といたしまして、水沢競馬場の厩舎がございますけれども、こちらにつきましては計画を策定しております、何期かに分けて段階的に整備する予定です。財源が確保できた分から順次着手するという形で計画をしているところでございます。

○松本雄士委員 非常に厳しい経営状況の中で利益を出して返済もしながらですから、そのバランスは非常に難しいものがあるのだらうと思っております。一方で、継続していくためには必ず改修していかなければならない、投資していかなければならないということもあって、財源があるなしではなく、投資財政計画の中長期的なものを持っておくべきかと思うのですけれどもどうお考えでしょうか。

○川村競馬改革推進監 競馬組合におきましては、中長期的に整備投資が必要という課題は持っております、松本雄士委員御指摘のとおり、返済、投資の分もそうですし、競馬組合自ら不測の事態に対応するための内部資金、運営資金ですとか、あるいは構成団体への償還、返済のバランスを考慮しながら、慎重に計画を立てているものと認識しております、我々も両市とともに構成団体として、そういった組合の計画を支援していきたいと考えております。

○松本雄士委員 競馬組合議会にしっかり検討していただくということだと思っておりますけれども、融資残もあって継続させていかなければならないという中で、あらゆる選択肢というものを検討して備えておく、それがリスクやコストの軽減、また次の戦略的をどう打っていくかということにつながると思いますので、ぜひとも、中長期的な収支見通しであったり投資財政計画というのも検討していただきたいと思っております。以上です。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○松本雄士委員 通告していた内容に基づいて、この際質問をさせていただきます。

最初は、配合飼料の価格安定対策についてお伺いいたします。非常に畜産経営が厳しい中で、配合飼料の価格が落ち着いてきていますが、それでも以前に比べると非常に高い価格水準が続いていると認識しております。それがきちんと価格転嫁できればいいのですが、なかなか難しいといった中で、国の配合飼料についての緊急対策が今年の12月で打ち切りとなっております。特例の1年平均を2.5年平均にするといったところが打ち切りになっております。県の緊急分の支援も、今年度までは多額の予算をつけていただいて非常にありがたいと思っておりますけれども、今年度までです。次年度以降の配合飼料価格対策の考え方と取り組みの方向性についてお伺いいたします。

○村上畜産課総括課長 配合飼料価格対策の考え方と方向性についてでございますけれども、県ではこれまで畜産経営の安定に向けまして、飼料等の価格上昇分を補填します国の事業を活用するとともに、県独自に累次の補正予算による飼料の購入費等への支援を実施してきたところでございます。これまで措置した支援策を迅速かつ確実に実施しているところでございます。また、国に対しまして、配合飼料価格安定制度について、制度の基金が枯渇した場合にあっても、生産者への補填金が満額交付されるよう国が基金への積立金を拠出することなどについて繰り返し要望しているところでございます。

こうした中、国では先般配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会を設置しまして、令和3年からの配合飼料価格の急激な上昇に際して、こういった措置を検証するとともに、制度が本来の機能を果たしつつ、より持続可能性が高いものとなるよう、検討していく状況になっております。県といたしましては、引き続きこの配合飼料等の価格や国の動向等を注視しながら、国に対して必要な対応を求めていきたいと考えております。

○松本雄士委員 国では、多額の財源が使われているということで、かなりシビアになっていくかもしれませんが、本県は畜産県でありますので国にしっかりと働きかけをお願いしたいと思っております。

経営基盤強化、畜産経営基盤安定を考えますと、自給粗飼料の確保が重要になってくると思っております。県はこれまでも県産飼料の生産、利用拡大に向けた草地、いわゆる飼料畑の造成、更新であったり、飼料用米、子実用トウモロコシの活用を進めていくと答弁をしておりますけれども、その取り組みについて、もう少し具体的に数値目標や内容についてお聞かせください。

○村上畜産課総括課長 飼料価格が高騰する中であって、本県においては豊富な飼料基盤を積極的に活用させて、飼料作物の生産拡大していくことは重要と考えております。

目標値ですけれども、県では令和3年3月に策定しました岩手県酪農・肉用牛近代化計

画の中で、飼料自給率の目標値を定めております。平成30年度の飼料自給率44%を令和12年度に50%にするという目標を掲げております。飼料の自給率の向上に向けては、国の事業の活用により、計画的な草地、飼料畑の造成、整備のほか、安定した収穫量の確保に向けた土壌診断結果に基づく施肥設計指導や安定した品質の確保に向けた収穫適期の判断方法の指導などを行っているところでございます。

また、今年度から自給飼料の生産コストを軽減するための堆肥を有用活用した化学肥料を低減する牧草生産の実証にも取り組んでいるところでございます。引き続き、本県の飼料自給率が向上していくよう取り組んでいきたいと考えております。

○**松本雄士委員** 畜産農家の規模や地域によってさまざまなケースがあるのは存じ上げておりますけれども、取り組みをもっと広めていただくためにも、取り組みの具体化とそれぞれの数値目標、指標設定を進めていただきたいと思います。

それに関連して、畜産経営を支えていく、効率化、安定化を図るために外部支援組織、TMRセンターとかコントラクター組織なども一緒に強化を進めていく方向だとお聞きしていますけれども、それらの今の状況についてお伺いいたします。

○**村上畜産課総括課長** コントラクター等の外部支援組織につきましては、畜産経営の規模拡大や労働負担の軽減に重要な役割を担っているところであります。県内のコントラクター、そしてTMRセンターの組織数は、令和5年度は23組織ありまして、またその作業受託面積は約3,500ヘクタールで、ここ5年間は組織数、作業受託面積もおおむね横ばいで推移している状況です。これらの外部支援組織は、オペレーター不足による組織の脆弱化等により、畜産経営体の作業要望に答えられていない状況になっているところもあります。また、県においては、早期発展のための研修会の開催のほか、県内の外部支援組織の連携に向けた意見交換などを行っておりまして、組織の運営強化が図られるよう支援しているところでございます。

○**松本雄士委員** 畜産経営において重要な組織という認識でありますけれども、今お話しいただいた支援の取り組みをぜひともよろしくお願いたします。

続いて、スマート農業の促進について、令和6年度予算案で、スマート農業、DXということで1,600万円ほど計上されておりました、内容を見ますと水田の転作においてタマネギ等の高収益園芸作物を推進していくのだということで、その狙いとするところは非常にわかります。米の需要も年間10万トンずつ減っていく。2年と少しで岩手県の生産量自体がもう要らなくなるくらいの減少スピードである中で、主食用米の水田活用のあり方をいろいろ考えていかなければならないわけですし、水田からの転作においてはいろいろな問題点があるのだと思っております。排水対策であったり、土の状況によつ反収に影響があるとといったこと、そもそも園芸への転換は技術的にも経営管理的にも難しいものがある。また、スマート農業を入れるにしても、通信環境であったり農業基盤の整備であったり、いろいろ環境整備が必要になってくると思います。つまり水田の活用での高収益園芸作物の転換というのは、そういう方向性はわかるのですけれども、課題が多々あるのだろうと

思っております。これらの課題、反収対策であったり農家の経営管理のところであったり、基盤整備など、このような課題に対してどのような支援を考えているのか、お伺いいたします。

○竹澤農業普及技術課総括課長 まず、スマート農業の展開における支援についてでございますけれども、スマート農業は農作業の超省力化や飛躍的な生産性向上、軽労働化などのメリットが期待される一方で農業機械ですとか設備は必要以上に多機能であるということ、また高額であるということがデメリットとして挙げられるところでございます。導入の前に必要性、収益性を十分に検討する必要があると認識しております。

このため、県では県内で活用されているスマート農業技術の概要、効果、導入例などを事例集として取りまとめ、県のホームページで広く農業者等に紹介いたしますとともに、農業改良普及員が経営規模やニーズに応じた技術導入ができるよう助言を行っているところでございます。また、自動操舵システムを活用した施肥の作業時間の削減などについて指導、助言を行うなど、導入後のフォローアップにも取り組んでいるところでございます。

また、来年度は、新たにスマート農業機械等の導入を農業者が自ら導入判断できるツールを作成することとしておりまして、引き続き地域や経営体の実情に即して生産性の向上につながるスマート農業技術が広く県内に普及拡大するよう取り組んでまいります。

○松本雄士委員 ぜひ実証モデルの展開をいろいろとやっていただきたいですし、振興局単位で、農業改良普及センターの方々等にもお手伝いいただいて、導入のフォローをぜひともお願いしたいと思っております。

今説明にあった自ら判断できるツールというあたりを、もう少し詳しく教えていただきたいです。

○竹澤農業普及技術課総括課長 基本的には、いわゆるスマートフォンのアプリケーションソフトウェアといいますか、ウェブ上で自ら自分の経営品目、経営規模、それに過剰投資とならないように、どんな適正規模なスマート農業機械が入れられるかといった、そうした経営実態に即した適正なスマート農業技術を導入できるというツールということでございます。

○松本雄士委員 それは、いつから展開されるウェブのツールですか。もうあるのですか。

○竹澤農業普及技術課総括課長 残念ながら、今まさに開発中といったところでございまして、できれば来年度には公開していきたいと考えています。

○松本雄士委員 ぜひとも来年度中には展開できるようにお願いしたいと思います。

そして、水田活用とは別に、園芸の振興を考えたときに、より施設集約型の園芸生産モデルの展開というのでも考えていくべきかと思っております。本県は園芸にも力を入れているのですが、園芸の農家数であったり取り扱い高の減少がかなり進んで止まらない中で、かなりの多額の投資等も必要になってくるわけでありまして、農業団体も全農県本部を中心として、そういった取り組みをこれまでもしているのですが、それに対して、県の考えや全農との連携、支援についてどう考えているか、お伺いいたします。

○中村農産園芸課総括課長 施設集約型の園芸生産モデルの確立についてでございますが、県ではこれまで岩手県野菜生産振興計画に基づき、野菜生産施設の温度や湿度、二酸化炭素濃度など、複数の生産環境をICTにより自動で制御する高度な環境制御技術の活用による施設野菜の生産性向上を進めてきたところでございます。これまでに奥州市や一関市などにおきまして、ピーマンやトマトなどの施設野菜のハウスの整備を進めるとともに、環境制御技術の導入により10アール当たりの収量が飛躍的に増加するなどの成果が現れているところでありますし、これらの農家を施設集約型のモデルとして県内各地で普及に取り組んできたところでございます。今般JA全農いわてでは、令和6年度からヒートポンプ等の加温設備などの先進的な技術を導入したJA全農いわて先進園芸実証農場を整備し、環境制御技術によるピーマンの高度化実証を開始するものと聞いております。

県では、県農業団体で組織する環境制御導入を集中的に支援するチームにおいて、農業研究センターが開発した本県独自の低コストな環境制御技術の導入を進めるほか、JA全農いわての実証農場を農業者の学びの場として活用するなど、関係団体と緊密に連携しながらスマート農業技術の早期の普及、これによる施設野菜の拡大を進めていきたいと考えております。

○松本雄士委員 これまでも県がそういった技術をどんどん開発、普及しているというところはありまして、全農を見ますと、かなりの投資額かと思っています。ぜひとも低コストといったところを連携して進めていただきたいと思います。やはり園芸産地をしっかり維持、守っていく、そういった取り組みも水田活用のスマート農業とあわせて必要だと思いますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、地域計画の策定支援のところですが、農業基盤整備の農地の集約、集積の取り組みについてですけれども、本県の農地集積、水田整備率というのは、東北の中でも低いほうでありまして、農地の集積率、整備率、そして現時点における地域計画策定の状況についてお伺ひいたします。

○伊藤担い手対策課長 まず、本県における担い手への農地集積率でございますが、国の定義に基づけば令和4年度の数字でございますけれども、約55%となっております。それから、水田の整備率は、国の農業基盤情報基礎調査によりますと、直近の数字であります令和2年度ですが、約53%となっております。それから、地域計画の取り組み状況でございますけれども、現在県内の各市町村において地域の話合いが進められておりまして、期限であります令和6年度末までに417の地域計画が作成される見込みとなっております。県としましては、市町村や農業委員会と連携しながら、その地域の話し合いに参画しまして、その計画が着実に策定されるよう支援を行っているところでございます。

○松本雄士委員 期限までに地域計画を策定する地域は、417地域の見込みということでもありますけれども、現時点では、どの程度進んでいるものでしょうか。

○伊藤担い手対策課長 417地域のうち令和5年度末までに策定を見込んでいるのは29地域でございます。今そういった地域では、最終段階に向けまして話合いの取りまとめです

とか、公告に向けた作業が進められているものと承知しております。

○**松本雄士委員** そうしますと、今 417 分の 29 というところで、まだ期限的には 1 年間あるということでありますけれども、駆け込み的な策定になりますと、計画策定だけが目的となって絵に描いた餅となってしまいます。本当に農業現場は団塊の世代の人たちがいなくなるとどうなるのかという地域が私の周りにもたくさんあります。まだ 417 分の 29 ということですので、地域計画の策定をしっかりと支援していただきたいと思います。

地域計画が絵に描いた餅とならないように、農地バンクを活用した農地の集積の推進や専門的人材の派遣といったバックアップメニューがあると思いますけれども、実効性を持った計画とするための取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

○**伊藤担い手対策課長** 地域計画の実効性を確保していくためには、農地中間管理事業を活用しました農地の集積、集約化ですとか、担い手の経営発展、それから地域の営農計画をいかに実現していくかが大きな課題になってくると思います。

担い手育成等に向けた県の取り組み状況をお話しさせていただきますと、令和 5 年度の農地中間管理事業を活用しました担い手への農地集積面積でございますが、これは令和 6 年 1 月末現在で 3,820 ヘクタールとなっております。それから、担い手の経営発展に向けた支援ということで、県では県農業経営・就農支援センターを設置しております、税理士ですとか、中小企業診断士ですとか、そういった専門家の派遣を行っております、経営体の法人化など個別経営体の課題解決に向けた支援を行っているところでございます。

それから、担い手の経営発展に向けては、機械、施設の整備等も欠かせません。県の独自事業であります地域農業計画実践支援事業を例に取りますと、令和 5 年度は 23 市町村で 89 件の事業実施の見込みとなっております。特に営農部分については、野菜等高収益作物の導入拡大も大きな課題になってくるかと思っておりますけれども、これにつきましては平成 30 年以降でございますけれども、新たに野菜販売額 1 億円産地を目指した取り組みが進められておまして、タマネギやネギ等の土地利用型野菜ですとか、ピーマン等の施設野菜等の作付を進めてきたところでございます。特に施設型野菜では、環境制御技術を導入しまして、トマトでは 10 アール当たりの収穫量が飛躍的に増加するといった成果も見られてきております。県としては、こうした取り組みも市町村や農業委員会等、関係機関、団体と連携しまして、その地域の話合いに参画しながら担い手への農地の集積、集約化、経営発展に向けた支援がその地域計画にしっかりと盛り込まれ、それが実現されていくように一緒に取り組んでいきたいと思っております。

○**松本雄士委員** ぜひとも市町村とも連携して、しっかりやっていただきたいと思います。そして、集積面積が 3,820 ヘクタールであるとか 23 市町村で 89 事業だとか 1 億円産地も進んでいるということで、地域計画の策定とあわせて、どんどん進めていただきたいと思いますけれども、そもそもそういった取り組みについての目標設定といったものというのを持っているものでしょうか。



○伊藤担い手対策課長 地域計画自体の目標設定というよりは、県ではアクションプランの中においてリーディング経営体の育成ということで目標を掲げております。リーディング経営体は、販売額3,000万以上、所得が1,000万以上の経営体を育成するということを掲げておまして、年間15経営体を育成する取り組みを進めているところでございます。

○松本雄士委員 リーディング経営体の育成について目標があるのは認識しています。さきほど説明のあったいろいろな取り組みの成果に対しての目標のようなものは特になくて、経営体の状況に応じてそういった結果になっていくということでしょうか。

○伊藤担い手対策課長 先ほど申しあげました農地の集積ですとか経営発展の取り組みを通じまして、県としましては大規模経営体といったところにつなげていくという考えで整備しているところです。

○松本雄士委員 本当に大切なところは農家所得の向上であったり、経営に対して、どれだけより具体的に入っていきけるかではないかと認識しております。人という資源にも限りがあり、時間にも限りがある中ですが、ぜひとも地域計画の策定と、こういった事業から農業経営、所得といったモデルというか、そういったところまで踏み込んでもらって、岩手県は面積も広くて農業形態もいろいろあり、それぞれに代表的な事例で、目標所得を出していると認識していますけれども、よりリアルなところで、経営体の育成につながっている実績を集めて、そういう展開といったところまで熟度を上げていく、踏み込んでいく取り組みができればいいと思っておりますので、そういったところも御検討いただきたいと思っております。

次に農福連携についてお伺いしたいと思います。これは主に障がい保健福祉課が担当しているかと思うのですが、農福連携における農業サイドの担当は農林水産部かと思えます。現在、農福連携に取り組んでいないのだけれども、関心を示している農業法人や農家数など詳細な調査ではないにしても概数は押さえていますでしょうか。

○竹澤農業普及技術課総括課長 農福連携に関心を示している農家、農業法人等についてでございますが、誠に申し訳ございませんが、県全体の農家、農業法人等を対象とした調査を実施しておりませんので、具体的な数値は把握しておりません。

一方で、岩手県社会福祉協議会の農福連携コーディネーターによりますと、農福連携の相談会等を通じて、農福連携に関心のある農家や農業法人等の要望を把握しておまして、農業者側から福祉事業所とのマッチングを依頼する数が増加傾向にあると聞いております。

○松本雄士委員 そうですね。農業サイドは数も多いので調査をするのは非常に難しいし、今お話があったとおり、非常にニーズはある、相談の件数もふえてきている。そして、福祉事業者側も農福連携について取り組みを進めたい。福祉事業者はいろいろ調査が進んでおまして、A型、B型という就業の事業所ありますけれども、44件ほど、農福連携にぜひ取り組んでいきたいと、そういったアンケート結果が農福連携協議会の資料の中で出ております。アンケート結果は農林水産部にも行っていると思っておりますけれども、その潜在的なニーズをうまくマッチングして農福連携がうまくいくと雇用など非常に難しい部分はあ

りますけれども、農業サイドは人手不足などに必ずはまっていくところはあると思います。

そういった中で、報道もされていますけれども薬草ですね。株式会社夕張ツムラが進んでいると。かなり高収益で、事業所、福祉サイドにもメリットがあるというのがあって、ぜひそういうものをどんどん進めていっていただきたいと思うのですけれども、薬草であったり、農福連携についての今の県の考え、取り組み状況についてお伺いいたします。

**○竹澤農業普及技術課総括課長** 先般報道でもあったやに記憶しておりますけれども、松本雄士委員の御指摘のとおり株式会社夕張ツムラと滝沢の福祉事業所がそうした取り組みを進めたいということで業務提携的な報道があったと聞いております。そうした中で、福祉事業所が例えば農業機械が欲しいとか、そういったニーズもあると聞いておりますけれども、現時点ではなかなか農林水産省サイドの事業として、機械導入に使えるものがないといったところがございますので、福祉事業所側のニーズ等も把握しながら、必要に応じて使える事業があればですけれども、情報提供していくなどをしていきたいと考えております。

**○松本雄士委員** ありがとうございます。ぜひ農林水産省サイドにも働きかけて、機械農業等を導入できる事業をいろいろ探していただきたいと思います。

もう時間なので、最後に県南地域の白い農地問題について、今の状況についてお伺いします。一関市におけるいわゆる白い農地問題が報道されておりました、現在の県としての事実関係の調査状況等についてお伺いできればと思います。

**○佐々木農業振興課総括課長** 一関市の盛土案件の調査状況ということでございますけれども、今回の事案につきましては、市内の数カ所の農地において石灰砂礫等が盛土されたものでありまして、農地法あるいは農業振興地域の整備に関する法律に違反している疑いがあるというものでございます。県は、これまで市、あるいは市の農業委員会とともに現地確認や関係者等への聞き取り調査を行ってきたところでございます。盛土された農地につきましては、面積で約16ヘクタールになっているというところでございます。

**○村上貢一委員** 私からは、令和6年度いわてのお米ブランド化生産販売戦略についてお伺いいたします。

初めに、生産戦略についてお伺いいたしますけれども、昨日も2月定例会の一般質問で菅原亮太議員が質問されておりました。議論を重ねていただきましたことに感謝を申し上げる次第でございます。

まず、金色の風、銀河のしずくの生産戦略についてでございます。まずもって、銀河のしずくは、日本穀物検定協会の食味ランキングで2018年から5年連続で最高の特A評価を獲得し、生産者、関係団体、そして担当部の御尽力のおかげだと思っております。ことしのランキングの発表も来月にはされるかと思いますが、ひとめぼれを含めたランキング評価を楽しみにしているところでございます。

昨日も議論がありましたけれども、その反面、金色の風の生産動向については、少し不安な面もございます。そこでまず、令和6年度の金色の風、銀河のしずくの生産戦略にお

いて、それぞれの作付面積、登録経営体数、目標生産量等の状況と課題、その対応策についてお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 令和6年度の金色の風、銀河のしずくの生産についてでございますけれども、まず金色の風につきましては、令和5年産でございますが、令和5年産の作付面積は250ヘクタール、作付経営体数は113、生産量でございますが、農産物検査の数量ということになりますけれども、約1,100トンとなっております。現段階で6年産の数字が確定しておりませんが、現時点では同程度になると見込んでおります。課題としましては、生産者からもひとめぼれに比べて収量が上がりにくい、それから倒伏しやすいといった声が出ているところでございまして、県では生物工学研究センターと連携しながら、金色の風の改良に取り組んでいるところでございます。

次に、銀河のしずくについてでございますけれども、令和5年産の作付面積は4,650ヘクタール、作付経営体数は2,049、生産量につきましては、金色の風同様に農産物検査の数量でございますけれども、約2万トンということになっております。6年産につきましては確定しておりませんが、いずれも約2割ほど増加する見込みとなっております。課題としましては、2割増加するというお話をさせていただきましたけれども、新規栽培者が大幅に増加するというので、高品質、良食味米を安定して生産し続けるためには栽培の技術水準が落ちることのないように、新しい方々もそういった水準で作っていただくということが重要と考えておりますので、県では栽培研究会を各地域に設置しておりますけれども、そういった活動を通じまして新規栽培者に重点指導という形でいろいろと指導させていただいて、良食味、高品質を維持しながら作付拡大を進めていきたいと考えております。

○村上貢一委員 銀河のしずくは、デビューから7年目、8年目でございますが、順調に育っていると思って、そこは本当に安心しておりますし、今後ひとめぼれを越すようなところまでいっていただければと思う次第でございます。

反面、金色の風です。やはり昨日も菅原亮太議員から議論がございましたが、穀物検定のランキングの中の、いわゆる1,000ヘクタールという条件に当てはまらない、いまだに250ヘクタールというところ、そして経営体も伸びない、そのところがやはりこれからの農家の所得を上げるという意味からも、大変重要なところであると思っておりますが、改めてお伺いいたしますけれども、面積がふえない、経営体数が伸びない要因をどのように分析しているのか、お伺いいたします。

○吉田水田農業課長 繰り返しとなりますけれども、金色の風の栽培につきましては、生産者から収量が上がりにくい、倒伏しやすい、あと管理が難しいということで、全国最高水準の品質と食味を実現するという目的の下、高い技術を有する生産者の方々を中心とした作付になっているということで、作付面積が増加していない状況になっていると考えております。

○村上貢一委員 まさしくそのとおりでございまして、やはり現場の農家の方から実際の声を聞くと、例えば肥料なり農薬を置く場所も、金色の風用に別にしなければいけないと。

刈り取りの時期も、おくてでありながら、まず一番最初に刈り取る。例えばひとめぼれと金色の風を植えている農家は、先に金色の風を刈ってから、本来であればもう少し刈り取り時期を遅くしたいのだが、コンタミネーションを防ぐために、先に金色の風を刈らなければいけない。いろいろな手間暇がたくさんかかって、その割にはそんなに販売価格が高くもないので、それだったらやはりひとめぼれでいいや。もう高齢だし、というところもありますので、これから10年目を迎えるに当たって、今マニュアルがバージョンセブンぐらいになっているかと思えますけれども、これまでの戦略、栽培適地というところも少し柔軟に見直しを図って、例えば今は雅という金色の風もございますけれども、プレミアム金色の風と、それから一般の金色の風があるとか、そうやって少し作付を増やす努力をしていかないと、金色の風は将来どうなるのだろうかという不安があります。、あまりにも栽培のマニュアルが厳しくて、農家もやめていったという事例が青森県の青天の霹靂などでもございましたので、その辺をもう少し前向きに、動向も見ていくことが必要なのではないかと思いますので、御所見をお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 金色の風の栽培適地でございますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたが、全国最高水準の品質と食味を実現するために、今の適地に設定しているところでございます。マニュアルにつきましては、金色の風だけではなくて、銀河のしずくも栽培マニュアルを作成いたしまして、そちらに沿ってきちんと作っていただいて、今の品質、食味を実現しているところもございます。先ほどお話しさせていただきましたように、作りにくさという部分がございますが、そのところを生物工学研究センターと連携しながら改良を進めているところでございますので、そちらをしっかりと進めさせていただきますと考えています。

○村上貢一委員 そこは十分わかりますけれども、10年ぐらいの節目に向けて、戦略もいま一度見直す時期が来ているのではないかと考えておりますので、今後少し検討していただきたいと思えます。

続いて、販売戦略とコミュニケーション戦略について、令和6年度の課題と取り組みの内容について、特に消費の拡大、販路拡大、消費者の評価、認知度の向上策について、どのような方針か、お伺いいたします。

○和泉流通企画・県産米課長 金色の風、銀河のしずくの販売戦略、コミュニケーション戦略についてでありますけれども、県では農業団体等と策定したいわてのお米ブランド化生産販売戦略に基づき、金色の風と銀河のしずくを県産米フラッグシップと位置づけ、県産米の評価向上や需要拡大に取り組んできており、本年度は銀河のしずくの日4月29日から金色の風の日5月29日までの消費拡大月間を活用したプロモーションの強化、量販店や米穀専門店と連携したフェアの開催、SNS等の活用による世代に応じた情報発信の強化などを行ってきております。

今後の取り組みに向けて、首都圏等での知名度向上が共通の課題であるほか、金色の風については新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰により米の需要が減少しているこ

と、銀河のしずくについては県内外で大幅に増加してきている需要に応じた販路の拡大などが課題だと認識しています。

これらの課題を踏まえ、令和6年度は一層の知名度向上に向け、JAいわてグループがいわて純情米等のアンバサダー契約を締結した佐々木朗希選手による県産米のPR活動とも連携しながら、金色の風については減農薬等に関心を持つ消費者向けの特別栽培の生産やその取り組みの情報発信の強化、食味や品質をさらに高めた金色の風、雅の販路拡大など、銀河のしずくについては県内外の量販店では中食、外食事業者を対象とした販路拡大などに取り組んでいくこととしております。

**○村上貢一委員** そのような販売戦略、コミュニケーション戦略を取っていただくのは本来にありがたいですし、4月29日から5月29日まで、昨年が1回目だったと思いますけれども、その期間内での取り組みの状況をどのように総括したのか、成果と課題についてお伺いしたいと思います。

**○和泉流通企画・県産米課長** 新米時期のキャンペーンなどは例年やっているのですが、昨年初めて消費拡大月間を制定しまして、プロモーションを展開させていただきました。全農いわてと連携しながら、盛岡駅や県内の量販店でおにぎりを配ったりしました。また、SNSキャンペーンも展開しておりまして、県内外から30万件ほどの応募をいただき、新たに金色の風の日、銀河のしずくの日を制定したことによって、認知度を高めるような活動を、4月、5月の年度当初の期間に県産米のPRをする機会を設けて盛り上げることが一定程度できたと考えております。今年度も引き続きその期間を活用しまして、プロモーションを行いたいと考えております。

**○村上貢一委員** 昨年は1回目ということで、私は県民に対しての浸透は見られなかったのではないかと、少し残念に感じておりました。新型コロナウイルス感染症も落ち着いていないかもしれませんが、交流人口は大分戻ってきております。春の行楽シーズンは人の流れもふえて、岩手県を訪れる方々もいらっしゃると思いますので、例えばホテル、旅館で金色の風を使ってもらい、岩手県に来たらキャンペーン期間中は金色の風を食べられるというような方策を取って一度食べてもらって、よさをしっかりと味わってもらって、お土産なり、リピーターにつなげていくというような方策を取って、幾らか購入価格が高いので、購入価格に対する補助金を出すということもあるのではないかと思います。その考えはないでしょうか、お伺いいたします。

**○和泉流通企画・県産米課長** 観光客向けに金色の風をPRするということですが、非常に重要な取り組みだと考えております。昨年台湾から花巻空港に旅行会社の方々がいらっしゃったときにも、金色の風のサンプル米を渡したりと取り組みを大分しております。また、旅館等で金色の風をお料理として出していただくというのも非常に重要な取り組みで、こちらに関してもまだまだ取り組みは進んでいない状況がございますので、しっかり県内の卸売業者や観光部署と連携しまして、どのようなプロモーションができるのかしっかり検討してまいりたいと考えております。

○村上貢一委員 今台湾というワードが出てきましたので、ことしは宮古港にも外国客船なのでしょうけれども、8隻ほど入港するというので、1万2,000人ぐらいの来訪者がいるということですので、そういうところにもアンテナを張り巡らせて、やれることは何でもやるのだといった気概を持っていただいて、認知度の向上、そして消費拡大、販路の拡大につながるよう努力していただければと思います。何しろ新ブランドというのは、秋田県でもサキホコレが昨年デビューして、デビュー時の作付面積は800ヘクタールだったそうです。それが5年後には4,000ヘクタール、そして10年後には8,000ヘクタールを目指すという勢いでもございます。だて正夢、雪若丸、つや姫、とにかくしのぎを削っておりますので、ぜひ金色の風、銀河のしずくが農家の所得向上につながって、また県民に愛される、内外から愛される米になることを本当に願ってやみませんので、皆様方のさらなる御尽力に期待しているものでございます。

続きまして、県北地域向けの県オリジナル水稻品種の導入の取り組み内容についてというところでございますが、菅原亮太委員もしっかりと質疑してくれるようなので、私からは1点だけ伺います。現在、いわてっこがあります。いわてっこも大事に育てていきたいと思うのですが、今回の水稻品種の目的、内容、適地をどの辺にしているのか、目指す作付面積、収量などを教えていただければと思います。

○吉田水田農業課長 県北地域向けのオリジナル品種ということは、すみません、県北地域向けと言ってしまいましたけれども、対象としましては、今いわてっこがございませけれども、いわてっこの栽培地域にいわてっこに代えて新しいこの岩手141号を入れていきたいと考えているところでございます。ただ、実際に作付の面積や生産者、それから生産量につきましては、これから関係団体等と検討させていただきたいと考えているところでございます。

○村上貢一委員 では、この項目は菅原亮太委員にお任せしたいと思います。

最後になりますけれども、県農業研究センターにおいて、いわてブランド米品種開発推進事業に取り組んでいるということでございます。現在の市場ニーズに対応したすぐれた食味等の特性を持った県オリジナル水稻品種の開発ということでございますが、その市場ニーズというものをどのように捉えて、どのような米を目指しているのか、その進捗状況についてお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 市場ニーズに対応した品種開発でございます。一つは今回のいわてブランド米開発推進事業の6年度の内容でございますけれども、一つは金色の風の耐倒伏性の向上、耐倒伏性、要は倒伏しやすい性質を改良するというような中身、それから業務用に対応した多収で品質、食味がよい品種、それから今小麦の代替として需要が見込まれています米粉用米、これらについて開発を進めていくための事業ということでございます。

○村上貢一委員 そのニーズは、確かに全くそのとおりでございます。先般も総務省で発表された内容によりますと、令和5年度の家計調査報告でも3年連続して1世帯当たりの米の年間の購買量は56キログラム台とのことです。一番多く食べていたときには120キロ

ぐらい食べていたのしょうから、それがもう 60 キログラムを割って、半分以下になった。そういう中で、需要が伸びているのはやはり外食と中食でございます。現在岩手県はひとめぼれ、銀河のしずく、金色の風があります。確かにあっていいのですが、そういう中で中食、外食用の業務用米がなくて、実需者は困っているというところがございます。幾らかたんぱくが高くてもいいと思うのです。多収であって、倒れない、作りやすい、そういう米を作っていただいて、農家の所得も上がると。これは本当に喫緊の課題でございます、諸物価が上がっていく中、そういうところが必要ですので、何とぞ早急にその開発をしていただいて、デビューさせていただきたいと思うのですが、そのめどはありますか。

○吉田水田農業課長 品種開発でございますけれども、品種開発は一般的には 10 年程度期間を要します。銀河のしずく等も 10 年ほどの期間を要して市場に出てきたのですけれども、業務用に対応した品種につきましても、いろいろな段階を踏んで、品質や食味、収量性など多くの特性の評価が必要ですので、開発までにはもうしばらく時間を要します。めどですけれども、最も開発が進んでいるものにつきましても、もうしばらく期間がかかるということで、その段階で採用する可否の判断ができるのはもう数年かかると見ております。そこに向けて鋭意取り組みを進めていきたいと考えております。

○村上貢一委員 今非常に業界は厳しいところもでございます。待ったなしというところで、デビューを待ち望んでおりますので、ぜひとも、頑張ってくださいと思います。

それから、やはりことしも猛暑再来ということで、気象庁が暖候期予報ということで、昨年到现在暖かい空気に覆われやすく、気温は全国的に高いと明瞭に高温の夏を予測していると。高温確率は、北日本が 50%、東、西日本が 60%、沖縄、奄美が 70%、4 カ月から 6 カ月先という長期スパンで気温等を予測する暖候期予報で、高温確率 60%という高い確率表現が示されるのはきわめてまれだと。昨年も高温だったのですが、昨年でも 40%の高温予測だったと、それが北日本も 50%。ぜひとも高温対策を農業改良普及員、農業指導員が農家に張りつくぐらいの気概で支援していただきたいと思ひますし、岩手県は令和 5 年産も他県に比べて 1 等米比率がすこぶるよかったというところがございますので、そこも維持しながら頑張ってくださいと思いますので、このことを申し上げて、御所見を聞いて終わります。

○竹澤農業普及技術課総括課長 来年度も高温になるという予測が示されている中で、当県の米の品質を維持していくためには、村上貢一委員の御指摘のとおり、やはり現場に密着した農業改良普及員がその対策等について広く周知しながら、本県の高品質米生産を支援していくということが非常に重要だと考えております。引き続き農業現場、生産現場に密着しながら、農業改良普及員の指導等については鋭意頑張ってくださいと考えております。

○菅原亮太委員 まず、私は県オリジナル水稻品種の生産販売戦略について伺います。

主に県北オリジナル米の件でございますが、前提として、銀河のしずくは 28 市町村を栽培適地としていますけれども、現時点で適地ではない市町村について、確認したいと思ひ

ます。

○吉田水田農業課長 銀河のしずくの栽培適地ではない市町村ということでございますけれども、現在適地となっている地区がある市町村は 28 市町村という状況の中で、その中でそのほかの 5 町村になりますが、葛巻町、田野畑村、普代村、野田村、九戸村が栽培適地がない町村となっております。

○菅原亮太委員 本来の銀河のしずくの栽培適地と今回改めて県北オリジナル米の栽培適地、この関係性については、今後どのようになるのでしょうか。

○吉田水田農業課長 銀河のしずくにつきましては、あきたこまちに代わるなかて品種として、主に県中地域で作付を進めているところでございます。新品種であります岩手 141 号につきましては、いわってこに代わるわせ品種ということで、主に県北地域での作付を想定しておりまして、栽培適地は異なっております。

○菅原亮太委員 適地は、銀河のしずくと県北地域は分けてやっていくということで確認しました。

この県北オリジナルブランド米ですけれども、前提を教えてくださいなのですが、どういう経緯や要望があって導入することになったのか、簡潔に教えていただければと思います。

○吉田水田農業課長 県北地域の生産者から、いわてっこ以上の良食味、それから収量があるわせ品種が欲しいという声があったものでございます。

○菅原亮太委員 先ほど村上貢一委員から、県北オリジナル米の作付面積や経営体数の目標について質疑がありましたけれども、現時点でそれは定まっていない、これから検討するという事によろしいでしょうか。

○吉田水田農業課長 先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、岩手 141 号はいわってこが栽培されている地域の作付を想定しているということで、作付面積や経営体数については今後関係機関、団体とともに検討を進めさせていただくこととしております。

○菅原亮太委員 県北オリジナル米が導入されることによって、銀河のしずくや金色の風などほかのブランド米の作付面積や経営体数の目標値に何か影響が出てくることはないということによろしいでしょうか。

○吉田水田農業課長 岩手 141 号は、いわてっこの栽培地域の作付を想定しておりますので、銀河のしずく、金色の風の作付面積等への影響はないと考えております。

○菅原亮太委員 私も昨日の一般質問でブランド米について取り上げましたけれども、銀河のしずく、金色の風、そして県北オリジナル米というところで、県もいろいろと販売促進、作付等を行っていくと思います。それぞれのブランド米について、生産、流通、販売について目標の設定、そして担い手促進のためのビジョンを策定していく必要があるかと思いますが、御所見をいただきたいと思っております。

○和泉流通企画・県産米課長 県産米のそれぞれのビジョンの策定についてであります、県では農業団体とも策定しているいわてのお米ブランド化生産販売戦略において、オリジ



ナル品種の作付面積を令和5年までに7,000ヘクタールとする目標を掲げているほか、いわて県民計画第2期アクションプランにおいてオリジナル品種の作付面積を令和8年までに1万300ヘクタール、金色の風と銀河のしずくの販売数量を合わせて3万5,000トンとする目標を掲げております。繰り返しのようになってしまいますが、県北地域向けの岩手141号については、令和7年度以降の作付に向けまして、令和6年度に品種登録や名称の決定を行うほか、栽培モデルほ場の設置などを予定しているところであり、作付面積等の目標については今後関係機関、団体とともに検討を進めることとしております。

○菅原亮太委員 先ほど村上貢一委員からの質疑に対してもそうだったのですけれども、オリジナルブランド米全体の作付目標になっているのです。やはりそこは、個別に目標値を設定していく必要があるのではないかと思います。その意見を付して今の件は答弁を求めません。

やはりブランド全県統一についても、昨日藤代農林水産部長からさまざまな気候や標高等の条件に合わせた適地適産でブランドを分けていますという御答弁をいただきました。今まで、作れなかった米が気候変動で作れたりするといったところもあると思いますので、改めて栽培適地というくくりについて、これからの気候変動に合わせて、あまりがちっと決めないで、もっと広く決めたほうがいいのではないかと思います。もし御所見いただければお願いしたいと思います。

○藤代農林水産部長 米の栽培適地を選定する際に、あるいは決める際にですけれども、それぞれ岩手県をメッシュといいますか、細かく細分化して、それぞれの地域の標高、それから気温の、作物が育つには有効積算気温というのがあるのですが、そういうものを積み上げて、田植をしてから収穫できるまで気温が何度あればいい米ができるか、そういったものを計算した上で栽培適地を定めていますので、それについては一昨年、気象台の平年値が10年単位に変わるのですけれども、そういったようなものがありましたので、気象の平年値といったものの更新に合わせて、栽培適地の見直しも行っていますので、温暖化で作れる地域が変わってきているのではないかとこの御指摘のとおりですので、そういったことにあわせて科学的知見を持ちながら、米の栽培適地を決めて、皆さんにお示ししているところでございます。

○菅原亮太委員 ありがとうございます。県北オリジナル米についての質疑は終わりました。次に大豆の収量増加の取り組みについて伺いたいと思います。

まず、前提だけお知らせしますと、農業共済新聞にも記載されていましたが、大豆需要量390万トンのうち国産大豆の自給率が6から7%ということで、ほとんどが輸入に頼っています。ただ、輸入大豆というのは、生産供給の不安定な課題もあるし、消費者の国産志向というのは依然として強いです。政府も大豆への転換政策をやっていますが、2030年の生産目標を34万トンとしていますけれども、近年は20万トン前半で伸び悩むと。やはり課題は、反収の低下と感じています。2000年は全国で10アール当たり192キログラムだったのですけれども、今は大体平均160キログラム台と。岩手県については、今10

アール当たり 140 キロ台の反収となっています。全国的に見ても、岩手県は低い状況でございます。

令和5年の岩手県内の10アール当たりの大豆の反収について伺いたいと思います。

○吉田水田農業課長 令和5年産の大豆の反収でございますけれども、まだ国からデータが公表されていない状況でございます。ただ、奥州農業改良普及センターが生育診断圃と言って、調査している圃場がございますが、そちらの調査結果によりますと収量は平年と比べて約5%減少している状況だと聞いております。

○菅原亮太委員 猛暑で収量とか等級が落ちているのではないかという話を農家の方から聞いていましたので、その5%減少というのは、もしかしたら猛暑の影響ではないかと懸念をしています。県としては、大豆の作付面積拡大、反収の確保、そして上位等級比率の向上に向けた取り組みが必要だと思いますが、現時点の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○吉田水田農業課長 大豆の作付拡大、収量、品質の向上についてでございますけれども、県では大豆の作付拡大に向けまして、大豆を栽培している集落営農組織等を重点対象としまして、農業団体等と連携させていただきながら作付誘導に取り組んでおりますし、あわせて国事業などを活用して、規模拡大に必要な機械でありますとか、乾燥調製施設等の整備を支援しているところでございます。

さらに、収量や品質の向上に向けてでございますが、これにつきましても国事業等で排水対策とか土づくりでありますとか、ドローンによる適期の農薬散布など、営農技術を導入する事業もございますので、こういうものを活用しながら進めている状況でございます。それから、現在農業団体と連携いたしまして、反収向上が課題となっている経営体をリストアップさせていただいて、栽培技術の課題を明らかにしながら、その収量、品質の向上に向けた改善指導を始めているところでございます。

○菅原亮太委員 乾燥調製施設についても御答弁いただきましたけれども、実情だけお伝えさせていただきますと、奥州市に農事組合法人都鳥という農事組合法人があります。令和4年に全国平均を上回る反収、そして上位等級比率で農林水産大臣賞を受賞されました。ただ、作付面積が年々減少しています。この理由を伺いましたところ、乾燥調製施設を共有で使っているのだけれども、ほかの農業法人の大豆作付面積がふえたり、ほかに大豆をつくる人がふえてしまったので、大豆の乾燥調製施設が不足しているというか、施設を使いたいときに使うことができなくて、泣く泣く面積を減らしているのだとお話を伺いました。作りたいのに、施設が足りなくて面積を減らしているというのは、どうかというところもありますので、乾燥調製施設の需給状況などぜひ県内調査していただいて、重点配置というところも含めながら、乾燥調製施設の整備をお願いしたいと思います。御所見あればいただきたいと思います。

○吉田水田農業課長 ただいま農事組合法人都鳥のお話を頂戴したところです。令和5年度にJA岩手ふるさとが乾燥調製施設を導入しておりますし、先ほど作付拡大、収量、品

質向上に向けた取り組みというところもございましたが、それに合わせて全農とも農業団体の方々とも連携して、各地域でどの程度作付が伸びればどのぐらい施設が必要になるのか常に検討させていただきながら、必要ということになりましたときには国事業の活用へ誘導して、乾燥調製施設でありますとか、そういうものを導入できるように積極的に支援していきたいと考えております。

○菅原亮太委員 国内での主な大豆の品種が、農研機構が育種したそらみずき、そらみのりという品種が主な国内での品種だと伺っています。大体関東から九州が栽培適地となっています。現在、同農研機構は東北から北陸をカバーできる新たな品種の育成を進めていると伺っております。

ここで伺いたいのですけれども、岩手県として大豆の奨励品種の育成などは行っているか、そして農研機構含めて他県の品種育成状況など新しい情報があれば教えていただきたいと思っております。

○吉田水田農業課長 本県の大豆の品種の育成でございますけれども、本県におきましては国が育成した品種を県の農業研究センター、それから現地の圃場で栽培試験を行いました。本県の気象条件等に適した品種を選定して、奨励品種に採用しております。

他県の状況でございますけれども、大豆の品種開発を独自に行っている都道府県は北海道と長野県のみということで、多くの県では、菅原亮太委員からもお話ございました国の試験研究機関、農研機構で育成した品種から奨励品種を採用している状況となっております。

○千葉盛委員長 菅原亮太委員の質疑の途中であります。この際昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉盛委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

○菅原亮太委員 大豆の品種ですけれども、東北ではリュウホウという品種が主流となっております。先ほどの米の話もありましたけれども、気候変動が進んでいく中で、品質向上や反収向上のためには、ほかの地域が栽培適地とされている、今で言うとそらみずきとかそらみのりは関東から九州が主流ですけれども、そういったほかの地域の、しかも反収が取れるというほかの地域の品種を気候変動に合わせて東北でも広げていく、そういったことも必要でないかと考えていますので、そらみずきやそらみのり、そういった暖かい地域で主流になっていて反収も多い品種を、今後この岩手県で導入していくといった取り組みについて伺いたいと思っております。

○吉田水田農業課長 県では、国が育成したさまざまな特性を備えた品種の栽培試験を行っているところでございます。近年、夏季の高温が続いておりますので、そのような試験で温暖化への適応性についても確認しながら、本県の気象条件に適した品種を選定してい

きたいと考えております。

○菅原亮太委員 次に暖冬による農作物への影響について伺いたいと思います。先ほども菅野ひろのり委員から、凍霜害の話もございましたけれども、ことしの冬は本当に雪が少なく、農家を歩いて話を聞くと、やはり皆さん口をそろえておっしゃるのが雪解け水が少ないための春の水不足の心配です。田んぼについては、ダムの水を使っているところはほとんど影響はないかと思うのですけれども、堤の水を利用している農家への影響が懸念されるようです。

伝聞なのですけれども、以前話を伺ったところでは、水不足が深刻になったときに、JAだったり土地改良区でポンプ車か散水車か何かを手配されて、それで田んぼの水不足に対応されたというお話も聞きました。

県として、そういった水不足について対策、もしくは対策マニュアル検討しているか、県に限らず国や市町村を含めて、行政として水不足の懸念に対して対策を準備をしているか、お聞きしたいと思います。

○黒田企画調査課長 水不足の対応についてでありますけれども、盛岡气象台によりますと、観測地点16か所のうち15カ所で1月時点の積雪量が平年より少ない状況で、雪解け水の減少による用水不足が懸念されているところであります。このため県では、ため池など農業水利施設を管理している土地改良区に対して、今後の用水不足の見通しや対応策について調査を行っておりまして、既に一部の土地改良区では水不足に対する検討を始めているところでございます。県としましても、引き続き状況を注視しながら、過去の渇水時に実施いたしました応急用ポンプによる排水の再利用であるとか、営農に支障がない範囲での節水の呼びかけや取水制限、こういったことについて市町村や土地改良区と連携しながら、必要な支援に取り組んでいきたいと考えております。

○菅原亮太委員 そういった連携をぜひ強化して取り組んでいただきたいと思います。行政だけではなくて生産者の皆様にもそういった渇水対策をある程度周知していく必要があるかと思いますが、生産者に対しての渇水もしくは水不足に対する対策、措置についての事前周知というのは何かありますでしょうか。

○長谷川農業革新支援課長 農作物への影響に係る情報発信についてでございますけれども、県では水稻や畑作物、野菜、花卉、果樹、飼料作物の生育状況に応じた栽培管理技術ですとか、牛の飼養管理技術、病虫害の発生予察、要防除に関する情報等について月1回の情報提供に加えまして、凍霜害ですとか高温障害等の気象災害への対策につきましても、緊急性の高い情報などにつきましても関係機関、団体へ情報提供するとともに、各農協の部会等を通じて農業者に広く周知しております。これらの技術情報につきましては、県が運営します農作物技術情報の公式ポータルサイトでございますいわてアグリベンチャーネットで情報発信しているほか、登録者につきましてもメール配信サービスによって迅速な情報提供に取り組んでいるところです。また、いわてアグリベンチャーネットにつきましては、メールによる農業者からの相談にも受け付けておりまして、必要な助言ですと

か情報提供を行っております。引き続き生産技術や経営に関する有益な情報に加えまして、気象災害対策などにつきましても、迅速かつきめ細やかな情報発信に努めていきたいと考えております。

○菅原亮太委員 私の地元のJA岩手ふるさとでは、最近、LINEで園芸作物に関する営農情報を発信されていまして、気象条件の変化による作業適期のずれ込みなどを迅速に周知したり、また生産技術や気象に対しても、こうして下さいといった緊急情報を発信したりしています。JAとしても生産者に対する直接的な情報の周知に努めていらっしゃるところでございますので、そういった関係機関と今後も連携を取って、生産者に対する直接の情報提供、また事前の対策をぜひ徹底していただきたいと思っております。

○高田一郎委員 私は2点通告しておりましたが、まず第1にイシカゲガイのへい死問題について質問いたします。

昨年、イシカゲガイのへい死が相次ぎました。そこで、県としてこの被害の実態をどのように把握されているのか。

もう一つは、水温上昇も言われていますけれども、へい死に至った原因はどのように分析されているのか、この点についてまずお伺いします。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 被害状況等についてのお尋ねでございます。エゾイシカゲガイにつきましては、ホタテガイなどと同じ冷水性の二枚貝でございます。全国に先駆けて陸前高田市の漁業者によって養殖技術が確立され、平成8年度から養殖生産の事業化が行われております。現在は広田湾を主体に養殖を行っております。令和5年度の出荷数量は59トンで、過去最大の生産実績となった令和4年度の3割減となっております。

今回の減産の原因につきまして、県水産技術センターでは、昨年の夏場の海水温が異常に高く、エゾイシカゲガイが生息できる水温の限界値と言われております22度を超えたことによるものと分析をしております。

○高田一郎委員 30%減というと、大変大きな被害になったと思います。それで、イシカゲガイの減産は水温上昇による影響だという先ほどの答弁でありましたけれども、これはホタテの話も出ましたが、水温上昇による影響はイシカゲガイだけだったのか、養殖全体なのか、もし把握していればお答えいただきたいと思っております。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 先ほどイシカゲガイの被害状況を説明いたしました。ホタテガイでも同様にへい死の情報が入っておりまして、へい死の状況も漁場ごとに異なるものではございますが、総じてへい死率が高く、へい死率が5割以上の漁場が7割を占めておりますとともに、全体の8割の漁場で今後の出荷に向けた稚貝の調達に困難な状態と把握しております。

○高田一郎委員 イシカゲガイだけではなく、その他の養殖関係にも大きな影響が出ているということでもあります。今回通告したのはイシカゲガイのことですので、それに絞って、今後の対策についてお伺いしたいと思っております。

先日、陸前高田市にお邪魔して市長と懇談しまして、イシカゲガイのことが話題になりました。漁業共済に加入している期間が短いといいますか、補償がないのだという話をされました。イシカゲガイというのは、御存じのように天然稚貝を2年半かけて育てて出荷をするサイクルのために、やはり今後のことも考えて稚貝をしっかりと確保するということが必要なのだと思いますけれども、今後の養殖に対する支援策、対策を県としてどのように考えているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 支援策についてでございます。まず、へい死などによる減産によりまして養殖生産金額が減少した場合には、漁業共済制度がございますけれども、直近5カ年の生産実績を基に基準額が設定されまして、生産金額が基準額の8割を下回った場合に、その8割程度までを上限に共済金が支払われます。また、国が進めております漁業収入安定対策事業をさらに活用する場合には、9割程度までの補填がされる制度となっております。

本県のエゾイシカゲガイの養殖業者につきましては、令和4年度の実績で共済加入率が100%となっているほか、全てが漁業収入安定対策事業を活用している状況でございます。

○高田一郎委員 そうしますと、全員が共済に加入しているので、今回の減収に至ってもきちっと共済に基づいてしっかり補填されると、そういう理解でよろしいのですか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 減収の規模が共済の発動基準に達している場合に発動されるということでありまして、エゾイシカゲガイを養殖している漁業者については、いずれも平均的な水揚げ金額の9割程度までは補償される制度になっております。

○高田一郎委員 わかりました。陸前高田市長の解釈が違っていたのかわかりませんが、そこは確認したいと思います。

陸前高田市の広田湾で展開しているエゾイシカゲガイは、国内では唯一広田湾だけで養殖されているということで、幻の貝と言われて、非常に市場からも評価が高いと言われております。東日本大震災津波でも壊滅的な打撃を受けましたけれども、その生産者の努力で何とか再開して、目標100トンを目指して頑張っている、そういう養殖漁業者のさらなる支援をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

有機農業について通告しておりました。私は北いわてグリーン農業人材育成事業について通告いたしましたけれども、昨日一般質問の中で議論がありまして、藤代農林水産部長からいろいろと説明をいただきまして、大筋理解をいたしました。有機農業に取り組む農家を、実践者を育成し、年間6回程度の研修を受けて、その後の5年間、農業改良普及センターで県がフォローアップすると、そういう答弁でした。違いますか。違うのであれば後で訂正していただきたい。今回県立大学校も新年度から助教授を1人増員して、環境保全型の農業を進めるということ、そしてアカデミーもまた新規で進めるということで、これは大きな前進だと思いますし、今後の取り組みに期待をしたいと思っています。

それで、今回は県北農業研究センターでの、いわゆる県北地域をエリアにしたアカデミ

一なのかと思いますけれども、しかし年度から県立大学校にも体制を強化するということがありまして、県南地域でも同じようなアカデミーを展開するのをお聞きしたいと思っておりますし、さらに研修だけではなかなか技術を磨くことができないと思うのですが、その後のフォローアップについて、やはり一番いいのは既に有機農業に取り組んでいる農家の皆さんが指導、援助、助言をするという、こういう関係をつくっていくのが大事だと思います。山形県では、有機農業の匠認定制度をつくって、そして新しく頑張る、有機農業に取り組む方々に対する技術的な支援、あるいは経営的な支援を行っているわけです。こういった取り組みにも学んで、一層人材育成に取り組む必要があるのではないかと思います。

国の新しい基本法は、これから国会で審議されるわけですが、その中でも環境保全型農業、有機農業というものを主流にしていくのだとうたっています。もちろん岩手県もそういう方向だと思います。そういう意味では、今回のアカデミーだけではなく、こういった農業に取り組む人たちをもっともっと増やしていく、そういう戦略や取り組みの強化が本当に大事なのではないかと思いますので、今後の展開について何か県として考えがあれば示していただきたいと思っております。

○竹澤農業普及技術課総括課長 高田一郎委員から最初にございました県南地域でもこうした取り組みを展開すべきではないかといったところがございます。まず、今般の北いわてグリーン農業人材育成事業において、県北農業研究所で開催しますグリーン農業アカデミーは、実は運営を農業大学校の研修科の准教授がそちらに出向いて運営することにしております。将来的には、ぜひとも金ケ崎町六原の地でもこうしたアカデミーのような研修を開催したいと思っておりますが、いかんせんまだ有機農業の実践を県職員が指導できるようなスキルをなかなか持ち合わせていないというところもあります。ですので、准教授自らも指導できるような、自らのスキルアップも含めて、当初はまず実際に有機農業に取り組んでいる方々を講師としながら、そうした研修を展開しつつ、自らもその指導力の向上に努め、将来、数年後になるかと思っておりますが、そうした准教授自らが金ケ崎町六原の地でこうした研修を行えるような展開を考えております。

もう一点、既に取り組んでいる有機農業者を、例えば山形県のような仕組みでやったらどうかといったことではございますが、現在当県でもそうした有機農業実践者を有機農業アドバイザーとして登録しております。新規就農者や有機農業に取り組みたい者に対して、ニーズがあればそうした方々を派遣するといった仕組みがございます。

また、例えば花巻市にウレシパモシリという法人があるのですが、そうした方は新規就農者の受入れ経営体として県に登録していただいておりますので、実際に有機農業に取り組みたい方につきましては、そちらで1年ないし2年間の研修をするといった仕組みがございます。

○照井農政担当技監 若干補足させていただきます。

今回県北農業研究所でアカデミーを開催しようとした経緯は、まず県北地域、これはブ

ロイラーと畜産が盛んで、堆肥を活用した、有機肥料を活用したそういう取り組みがされていること、雑穀での有機栽培への知見があるということで、今回県北地域の農業研究センターを中心にアカデミーを開講することとしておりますが、募集は全県を対象に思っておりますので、県北地域を中心に行う形でやっていきたいと思っております。

それから、これからの取り組みにつきましては、県が昨年度市町村と一緒に県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画を策定しております、それに基づいた有機栽培者の技術指導、あるいは技術者の相談会とか、アドバイザーの派遣なども盛り込んでおまして、その中で県として国が定める、みどり認定という認定農業者を令和8年度に3,200人ほど育成したいと考えております。計画に基づきながら取り組みを進めて、有機農業に取り組む方々、あるいは環境保全型に取り組む方を育てていきたいと考えております。

○高田一郎委員 わかりました。県北農業研究所でやるけれども、全県を対象にした取り組みなのだとありますが、なかなか県北農業研究所まで行くのは大変そうです。お話を聞くと、この体制からすると、今すぐ県南地域でもやれるような状況ではないというのは理解しましたが、農業全体を環境保全型農業を主流にしていくということであれば、早晩県南地域でも対応できるような、そういう体制を構築していただきたいと思えます。

有機農業の就農者を拡大し、また面積を拡大していくというよりは、やはり有機農産物を購入していただく、そういう生産量を拡大していく上でも消費に結びつくような対応が必要なのではないかと思えます。

給食は、言ってみれば継続的で確実な消費先でありますから、ここにターゲットを当てて取り組むことが必要ではないかと思うのです。岩手県として、現在給食施設に対する有機農産物の活用状況はどうなっているのか、また、拡大していく上で課題についてどのように捉えているのか、まずこの辺について伺います。

○似内流通課総括課長 給食施設における有機農産物の活用状況と課題ですが、県が2年に1回実施しております給食施設における県産農林水産物の利用実態調査の最新の調査が令和4年度のものでございますが、その調査結果によりますと、有機農産物の活用状況について回答のありました288の県内給食施設のうち、既に活用している施設が28施設、今後検討とした施設が82施設となっております。既に活用している28施設の内訳ですけれども、学校が12施設、保育所が15施設、社会福祉施設が1紙となっております。今後検討とした82施設の内訳ですけれども、学校が23施設、保育所が46施設、社会福祉施設が13施設となっております。

また、課題ですが、令和4年度の同調査で、有機農産物を活用していないと回答した178施設に対して、活用しない理由を聞いております。複数回答になりますけれども、多かったものから順番に申し上げますと、価格が高いが39施設、仕入れが困難が38施設、量や規格がそろわないが13施設となっております。このことから、給食施設での利用拡大に向けては、仕入れ価格のほか、供給量や規格の安定が課題と考えております。



○高田一郎委員 わかりました。2年に1度やっている給食施設の地元産の利用実態調査、今回から初めて有機農業をどれだけ活用しているかということプラスして取り組んだということは、よかったですと思いますし、大変評価したいと思います。これまでもこういう実態調査を行って、県産の食材を増やしてきたという経過がありますので、大変大事な取り組みではないかと思っています。

それで、課題の中で、やはり活用しない理由で一番高いのが価格が高いと、あるいは仕入れが困難だという課題があります。もっとあるのですけれども、これが一番ではないかと思っております。学校給食は先ほども言ったように、継続的で確実な消費先ですから、ここでどれだけ活用するかが非常に大事だと思います。価格の問題、あるいは仕入れが困難という問題を克服していくということが県内の給食施設への活用を増やしていく大きな力になるのではないかと思います。国では有機農産物を活用する支援事業があります。これがどれだけ活用されているのか、あるいは県や市町村が支援する取り組みがあるのかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

○竹澤農業普及技術課総括課長 県では、みどりの食料システム戦略推進交付金を活用いたしまして、市町村が行う有機農業の産地づくりの取り組みについて支援しております。具体的には、今年度は一関地方有機農業推進協議会と花巻市で有機農業産地づくり計画の策定を初め、有機農業の栽培技術の実証ですとか、さらに高田一郎委員の御指摘の有機農産物の学校給食での利用に取り組んでいるところでございます。今年度のこの二つの事業実施者の交付金の活用状況につきましては、予算ベースではございますが、一関市では約100万円、花巻市で約300万円となっております。来年度につきましては、さらにこの二つの事業実施主体に加え、より多くの有機農業産地づくりに取り組めるように、当初予算を少し盛り込んでいるところでございます。

余談ではございますが、来年度の取り組みに向けまして、現在北上市の有機農業者と市の農政担当部署、さらには給食センター等を交えた意見交換を行っているところでございます。このように、個別に有機農業者のニーズと給食センター等の意向を踏まえながら、より多くの学校給食への利用が拡大されるように取り組んでいきたいと考えております。

○高田一郎委員 県や市町村で取り組んでいるところがあるのですかと聞いているのです。独自に何か支援をしているものがあるのですか。

○竹澤農業普及技術課総括課長 答弁漏れ、大変失礼いたしました。県独自の支援策は現状ではございません。

なお、市町村につきましては、申し訳ございません。把握しておりません。

○高田一郎委員 有機農産物を活用する国の事業というのがありまして、これは有機農産物の購入費に対するかかり増しへの支援とか、あるいは勉強会の開催とか、計画の策定とかがあります。こういう国の支援事業があるということも市町村に周知して、より多くの自治体に取り組むように徹底していただきたいと思います。しかし、これは初動の支援です。恒常的な支援になっていないのです。恐らく初年度だけの支援だと思うのです。だか

ら、100万円とか200万円とか、そういうベースです。前も一般質問等で紹介しましたけれども、千葉県いすみ市では学校給食に市内の有機米を提供して、その差額分のかかり増し経費について60キロ当たり2万円補正して、わずか4年間で全ての小中学校に有機米を提供して、保護者からも喜ばれ、そして移住者もふえているというようなことも言われています。やはり課題は、有機農産物というのは価格が少し高いということと、なかなかまとまった量が確保できないというのがありますので、価格差を補填すると。これは全国の有機生産者で組織している全国有機農業推進協議会の提言でもあるのです。これは何と提言しているかということ、価格差に伴う支援というのは有機農業振興にとって必須の条件だと、こういうことが言われておりますので、ぜひこの価格差を補填するような、千葉県いすみ市のような取り組みをぜひ検討していただきたいと思います。一関市でもやっているのですけれども、これは価格差を補填するのではなくて、どちらかということと地元の子供に食材を提供したいという善意で、通常価格で提供しているので、これはこれとして大変いいことですが、こういう状況では有機農産物を給食に取り込む、広めるという点では課題があると思います。そして量を確保するという点では、やはり学校給食の現場と生産者の間に入ってコーディネートする、そういう役割が非常に大事ではないかと思います。これは、市町村をまたいでやるということで県の役割でもあるのではないのでしょうか。そういうコーディネーター的な人を配置していくことがこの課題を解決する上で大事ではないかと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きして終わりたいと思います。

○**照井農政担当技監** 高田一郎委員から御提案がありました。価格は、財源の関係もありますので、いろいろ研究させていただければと思っております。

それから、コーディネート役のお話がありました。先ほど竹澤農業普及技術課総括課長から申しあげました北上市の件も、生産者からの学校給食にぜひ提供したいというお話を受けて、学校給食で使うとなると教育委員会の方とか学校給食の方など関係する方が多くなりますので県が間に入って、マッチングしたところです。北上市は受け手の学校給食側がセンター方式ということで、提供する側と受ける側の物量が合わないといったことなど検討課題がありますので生産者側と学校給食側をうまくコーディネートするような役割を果たしていきたいと考えています。

○**菅野ひろのり委員** グリーン農業アカデミーについて関連で質問したいと思います。

昨日も本会議であり、先ほども取り上げられたわけですが、基本的に来年度予算のグリーンアカデミーは、収益が高い果樹生産、研究体制を整備するということだと思います。昨日の田中辰也議員の質疑の中でも、教育という観点がありました。藤代農林水産部長の答弁で言いますと、農業大学校からオンライン授業で研修するというような話もあったわけですが、今回のアカデミーを整備するに当たって、農業大学校との交流も含め関係性はどうかっているのか、伺いたいと思います。

○**竹澤農業普及技術課総括課長** 先ほども御答弁申しあげましたけれども、あくまで県北農業研究所を拠点とはいたしますが、農業大学校研修科の農業者向け研修の一環として位

置づけております。

**○菅野ひろのり委員** そうしますと、県北地域に拠点を設けるわけですが、重要なのはやはり農業大学校の強化だと思っています。先ほどの質疑の中だと、有機農業についてはまだまだ技術が足りず、これからの課題だと言うわけですが、根本的にはどうやって農業大学校の人材あるいは技術、環境を強くしていくのですか。今後、時代の変化に対応した教育が幅広く必要になってくるのだらうと思っています。具体的には、6次産業化はそのとおりだと思いますが、岩手県の農業の課題は、県北地域もそうだと思いますが、やはり中山間であるとか小規模農業、そういったところの担い手というのは、農業集約がなかなか難しい中で、米や大豆、広範囲な農業ができずに過重になってくると。加えて言えば、そういったところの地域の課題というのは、林業、山の整備をどうするのか、担い手もこれもまたない、さらには鳥獣被害が出る、そういった中で、今農業大学校は技術的なものを中心に教えていますが、農村と一体となった幅広い教育ということも私は必要なのだらうと思っています。農業大学校のこれからの教育のあり方はどう考えられているのか、伺いたいと思います。

**○竹澤農業普及技術課総括課長** 農業大学校における農業教育のあり方でございますが、その時代のニーズに合わせた、例えばスマート農業ですとか、6次産業は少し古くなってきているかもしれませんが、その時代のニーズに即したカリキュラムにつきましては毎年度見直しをしながら、学生の今の社会ニーズに合わせた、そうしたカリキュラムの編成等に取り組んでいるところでございますし、また農業者向け研修におきましても、例えばGAPですとか、まさにスマート農業ですとか、環境保全型農業ですとか、そうしたところを公開セミナー的に広く農業者を募集するといったようなことで研修も設けております。

もう一点、菅野ひろのり委員が御指摘の地域農村と一体となったということにつきましましては、これから地域ニーズ等もいろいろ踏まえながら、研究をしていきたいと考えております。

**○菅野ひろのり委員** やはりこれからの農業人材の教育というのは多様性、いろいろな範囲が求められると思っていますし、私も農業大学校へ行かせていただいて、畜産関係は新たな整備していただいておりますが、時代に合わせた投資というのもこれから重要になってくるだらうと思っていますので、その点をお願いしたいと思います。

その中で、令和6年度は農業大学校はさまざまな整備が必要になってくるのだらうと思っています。エアコンといったものから最新技術の導入、これもあると思います。過去にも私は質問していますが、令和6年度はどういった整備方針でいかれるのか、伺いたいと思います。

**○竹澤農業普及技術課総括課長** 菅野ひろのり委員の御指摘のとおり、農業大学校は大大分老朽化等も進んでいるところでございます。そうした中、令和6年度におきましては、学生寮の個室にエアコンを設置する予定です。

なお、本館等につきましては、今後いろいろ検討を進めていきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 生徒がいらっしゃるところもそうですし、教職員の場所も整備が必要だと思います。さらには、先ほどのアカデミーもそうですし、ますます重要な施設になってくると私は思っていますから、その整備をしっかりと時代に合わせながら行っていただきたいと思います。

最後に、藤代農林水産部長の考えをお聞かせいただきたいのです。農業の担い手が不足する中、農業人材を確保してさえいればいいということではないと私は思っています。岩手県の農業を担う人材というのは、先ほども言ったように、鳥獣被害対策であったり、さまざまな知識習得が必要なのだと思います。加えて言えば地域の人材、集落の担い手、自治会長であるとか、そういった方々が担い手になっていくのだと思います。となると、農業大学校やアカデミーで学ぶ方の人格、教育というのは、非常に深いものが必要になってくると思ったときに、藤代農林水産部長の今までの御経験から、岩手県に合った人材育成をどうしていくべきなのか、何が大事なのかお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

○藤代農林水産部長 岩手県の農業に合った人材育成という御質問でございますけれども、やはり農業に入る際に、新規就農という段階から地域に入ってさまざまな経験をされて、非常に優秀な農業技術者、生産者、それから経営者という形、それからさらにスキルといいますか、いろいろな知識を高めていただいて地域のリーダーとなって活躍していただく、そういったようなプロセスがあろうと考えています。そういった皆さんについて県では例えば新規就農者という言い方をしたり、青年農業者という言い方したり、指導農業者というような言い方したりとさまざまな表現をしていますが、そした方にいろいろな知識、スキルを身につけていただくためには、農業大学校は学生という形で考えればまずは2年間しっかり勉強していただく、農業の基本技術について身につけていただく、そしてリカレント教育というような形で農業者向け研修で、その時代時代に合った研修を受けていただきます。昨日紹介し忘れたのですが、岩手大学と連携しながらアグリフロンティアスクールというものを開講しております。これは、農業でも企業的な経営感覚を持った農業経営を行う方を育成しましょうという考えで行っておりますが、その中で農村振興というような講座も設けて、農村の中でどういった活動をしていくか、卒業した方の多くが地域のリーダーというような形で活躍しておりますので、そういった大学のスキルも生かしながら、農業大学校あるいはそういった大学のスキル、そして今回開講しますのは有機農業に特化した形となりますが、そういった時代時代に合った形で岩手県の農業を非常に多様に、地域活動も多様にできるような、そういった人材を育成して、これから先減る、あるいは少し高齢化が進むというところはやむを得ないところはありますが、そこについても数あるいは中身でしっかり補強しながら、岩手県の農業、あるいは農村が元気になるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。